

2023年度 運輸安全報告書

北海道バス株式会社

1. 運輸の安全に関する基本的な方針（安全方針）

私達は、「お客様お一人おひとりの大切な命をお預かりさせていただく」という安全性を、仕事を行なう上で最重要課題に定めています。そして「そのために決して妥協はしない」ということを、当たり前の企業風土にしています。

近年、わが国においても世界的規模の新自由化の影響を受け、大規模な変革の時代を迎えています。私たち観光バス業界も例外ではなく、規制緩和の流れの中で新規参入事業者が増加し競争が激しくなった結果、労働環境の悪化による事故が多発しています。そのことがバス業界全体のイメージを損なっているのが、とても残念でなりません。

私たち東京バスグループでは、こうしたネガティブなイメージを払拭すべく、一人ひとりの社員が誠心誠意お客様のために働きながら、万全の安全対策を行うなど、この仕事のプロフェッショナルとして誇りが持てるよう、技術や知識の向上につとめています。

安全方針

- 第1条** 全社員は代表取締役のリーダーシップの下、一丸となって輸送の安全確保に取り組まなければならない。
- 第2条** 全社員は安全意識を高く持ち、知識、技能の向上に努めるとともに、輸送の安全確保を最優先し、業務を遂行しなければならない。
- 第3条** 全社員は道路運送法等の法令関係及び安全に関する規定を遵守しなければならない。
- 第4条** 全社員は輸送の安全が確保されているかどうか、常に点検するとともに不備がある場合は、速やかに改善しなければならない。
- 第5条** 事故・災害が発生した場合は、人命の救護を第一に行動し、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 第6条** 全社員は、安全に関する情報を互いに共有するとともに、新しい情報がある場合は速やかに周知するよう努めなければならない。

2. 輸送の安全に関する目標

目標	達成状況		
人身事故 0 件	人身事故	0 件	達成
有責事故を 10 % 削減する	有責事故	1 件	未達成
関係法令の遵守の徹底、内部監査により法令違反を発生させない	法令違反	なし	達成
法令遵守、飲酒、酒気帯び出勤の撲滅	違反事項	なし	達成
徹底した車両管理により路上故障を発生させない	路上故障	なし	達成
安全運転によるエコドライブの推進。	継続推進		

3. 事故に関する統計

人身事故	0 件
車内人身事故	0 件
自動車事故報告規則第 2 条に基づく重大事故	0 件

4. 輸送の安全に関する重要施策

- (1) 安全が何よりも最優先であることを徹底して、安全に対する意識の向上を図ります。
- (2) 安全に関する情報の共有・非常時における伝達が、速やかに行われる為の連絡体制の確立を実施します。
- (3) 法令遵守を徹底し交通社会の手本となるべく邁進します。

- (4) 輸送の安全確保の為の投資を効率的に行います。

5. 事故、災害時に関する報告連絡体制

別紙「組織体制及び、指揮命令系統図」参照

6. 輸送の安全にかかる教育及び研修の実施状況

(1) 乗務員研修

第 1 回 令和 5 年 9 月 1 日～22 日

第 2 回 令和 6 年 3 月 7 日～27 日

(外部講師「MS & AD インターリスク総研株式会社」様を招いて)

(2) 初任運転者に対する安全運転の実技指導

【主な添乗者】

秋田 功 運行管理部 部長（在籍 29 年）大型 2 種免許保有 指導歴 20 年

菊地哲也 運行管理部 課長（在籍 34 年）大型 2 種免許保有 指導歴 25 年

他、3 名の指導運転士（運転士兼務）にて担当

【実施ルート（令和 5 年度一例）】

市街地（札幌・函館市内中心地及び、担当乗務内容により帯広・釧路・北見市内）

高速道（札樽道・道央道・道東道）

山間部（中山峠・日勝峠・狩勝峠・石北峠）

【車種区分】

大型バス（12m）の M T 車

【指導項目】

始業点検・乗車発進・加速制動・進路変更・交差点通過方法・一時停止・生活道路

後退時速度制限及び安全確認・ハンドル操作・駐車降車・危険行為（歩行者保護等）

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和 5 年 3 月に本社及び、清田営業所並びに函館支店に対してグループ内部監査を実施し、今年度について、指摘事項はありません。

8. 安全管理規定

別紙「安全管理規定」参照

9. 安全統括管理者

運行管理部長 佐野 充敏